

経営改善サポート資金（再生支援強化型） <略称：府改善サポ経再>

この制度は経営サポート会議(金融機関と保証協会が一体となり、情報共有や事業再生計画への合意形成に向けた意見交換等を行うサポート体制)等の検討により作成した事業再生計画に基づき、事業再生に取り組む府内中小企業者を支援するための融資制度です。

1. 利用資格

府内において事業を営んでいる中小企業者で、以下の①から⑫に掲げるいずれかの計画（当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限り。）に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う方。

- ①独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生計画
- ②認定支援機関(株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法(平成23年法律第113号)第59条第1項に規定する産業復興相談センター含む。)の指導又は助言を受けて作成された事業再生計画
- ③特定認証紛争解決手続(産業競争力強化法第2条第22項に規定)に従って作成された事業再生計画
- ④株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画
- ⑤株式会社地域経済活性化支援機構(株式会社地域経済活性化支援機構法(平成21年法律第63号)に基づき設置)が再生支援決定を行った事業再生計画
- ⑥株式会社東日本大震災事業者再生支援機構(株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法に基づき設置)が支援決定を行った事業再生計画
- ⑦私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画
- ⑧自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成11年法律第158号)に基づく調停における調書(同法第17条第1項の調停条項によるものを除く。)又は同法第20条に規定する決定において特定されたもの
- ⑨中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画
- ⑩独立行政法人中小企業基盤整備機構が産業競争力強化法第140条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画
- ⑪経営サポート会議(信用保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場)による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画
- ⑫中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した事業再生の計画

中小企業者とは次のいずれかに該当する方です。

- 産業競争力強化法第2条第23項に定める
- ・ 資本または出資の総額が3億円(卸売業1億円、小売業・サービス業5,000万円)以下の会社
 - ・ 常時使用する従業員数が300人(卸売業・サービス業100人、小売業50人)以下の会社、個人
 - ・ 中小企業等協同組合等(窓口でご確認ください。)
- なお、政令で資本金額や従業員数について、別に基準が定められている業種があります。

なお、利用資格を備えても、この制度をご利用いただけない場合があります。
この制度を利用できない主な例は6ページの「制度をご利用いただけない主な例」をご覧ください。

2. 融資限度額 及び 融資条件

- (1) 融資限度額 2億円（組合4億円） ただし、無担保原則8,000万円
 ※一般保証枠とは別に2億円（うち原則無担保8,000万円）の限度額を有する

(2) 融資条件

資金使途	融資利率	融資期間	返済方法	信用保証料率
運転資金 (注-1)	年1.4% (固定金利)	15年以内	毎月元金均等分割返済 保証期間が1年以内の場合 は一括返済可とする。 据置期間：36カ月以内	0.8% ただし、経営者保証免除対応適応 の場合はそれぞれ0.2%上乗せする (注-3)(注-4)
運転資金 設備資金 (注-2)				1.0% ただし、経営者保証免除対応適応 の場合はそれぞれ0.2%上乗せする (注-3)(注-4)

(注-1) 事業再生の計画の実施に必要な資金に限る。

(注-2) 設備資金の場合、原則として設備実施の着手確認が必要となり、実施調査等の設備着手の確認を行う場合があります。設備に係る資金を他の資金に流用した場合には、完済するまで後続与信ができませんのでご注意ください。

(注-3) 下記①及び②を満たす場合には、保証料率を年0.2%上乗せすることにより、経営者保証を免除する。
 ①令和2年1月29日時点における直近の決算から経営者保証免除対応確認書記入日時点における直近の決算までのいずれかにおいて資産超過であること。
 ②直近の決算における法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり(役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付け等)について、社会通念上適切な範囲を超えていない。

(注-4) 責任共有制度の対象の場合は0.5%に相当する額、責任共有制度の対象除外の場合は0.7%に相当する額を国が補助する。経営者保証免除対応を適用する場合、上乗せする0.2%に相当する額についても国が補助する。ただし、条件変更に伴い追加的に生じる信用保証料については、補助の対象外とする。

- (3) 担保 担保を提供するときは、大阪信用保証協会の定める不動産又は有価証券等

- (4) 連帯保証人 次のとおりです。(注-5)

	個人	法人	組合
連帯保証人	原則として、不要	必要となる場合があります。ただし、代表者以外の連帯保証人は原則不要です。 ※経営者保証免除対応を適用する場合は法人代表者の連帯保証を徴求しないものとする。	必要となる場合があります。ただし、代表理事以外の連帯保証人は原則不要です。 ※経営者保証免除対応を適用する場合は代表理事の連帯保証を徴求しないものとする。

(注-5) 次の方は、個々の実情に応じて連帯保証人になっていただく場合があります。
 ・実質的な経営権を持つ方
 ・事業承継予定者
 ・申込人と共に当該事業に従事している配偶者
 ・組合における代表理事以外の理事、組合員(組合員が法人の場合はその代表者) 等

(※) 連帯保証人になっていただく方は取扱金融機関で締結する金銭消費貸借契約等の連帯保証人にもなっていただきます。

3. 融資申込に必要な書類

大阪信用保証協会所定の「信用保証委託申込書【緑色】」および次の書類が必要です。
 なお、提出された融資申込書、添付書類等はお返しできませんのでご了承ください。(注-6)

添付書類		確認欄
(1)	信用保証委託契約書 (注-7) (令和3年7月1日保証申込分より、原則として貸付実行時に作成のうえ提出)	1
(2)	申込人(企業)概要(前回保証時から変更ない場合は省略可)	1
(3)	資産・負債および収入・支出(取扱金融機関の同意がある場合等は省略可)	1
(4)	保証人等明細	1
(5)	同意書(注-8) ・個人情報の取扱いに関する同意書(保証協会用) ・個人情報の提供に関する同意書(金融機関用)	各1
(6)	法人の場合	
	履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本)(注-9) ・保証協会用1通 ・取扱金融機関用1通(取扱金融機関の同意がある場合等は省略可)	2
	決算書および附属明細書(写) ※決算を2期以上している場合は直近2期分 ・保証協会用1通 ・取扱金融機関用1通(取扱金融機関の同意がある場合等は省略可)	2
	確定申告書(写)【別表1、4、5など】(※1)(※2) (※1)電子申告の場合は受付結果(受信通知)を印刷したものを添付 書面による申告を行っている場合は別途確認資料が必要。(注-10) (※2)申告を2期以上している場合は直近2期分 ・保証協会用1通 ・取扱金融機関用1通 (取扱金融機関の同意がある場合等は省略可)	2
(7)	個人の場合	
	確定申告書(写)(※1)(※2) (※1)電子申告の場合は受付結果(受信通知)を印刷したものを添付 書面による申告を行っている場合は別途確認資料が必要。(注-10) (※2)申告を2期以上している場合は直近2期分 ・保証協会用1通 ・取扱金融機関用1通 (取扱金融機関の同意がある場合等は省略可)	2
(8)	印鑑証明書(注-11)	
	申込人 連帯保証人(法人代表者)等(注-8)	1 (1)
(9)	納税証明書等(注-12)(注-13)	1
(10)	担保物件が不動産の場合、不動産登記簿謄本(発行後3カ月以内のもの)	(1)
(11)	担保物件が有価証券等の場合、帳簿価格および時価を記載した説明書	(1)
(12)	設備資金の場合、契約書(写)・見積書(写)等	該当するもの各1通
(13)	営業に際して、必要となる許認可・届出書等の写し(必要業種の場合)	
(14)	申込時点において保証協会の利用がない場合、申込人(法人にあっては代表者)の住民票抄本(前住所が確認できるもの)(写し可、原則発行後3カ月以内のもの)(取扱金融機関の同意がある場合等は省略可)	
(15)	申込人(法人にあっては代表者)および連帯保証人が外国人の場合、在留資格および在留期間が確認できる住民票抄本(原則、発行後3カ月以内のもの)または在留カードもしくは特別永住者証明書のいずれかの写し ただし、在留資格が永住者の場合、既に保証協会が永住者であることを確認済であって、申込時点において、保証協会の利用がある場合は不要。	
(16)	事業再生計画書(注-17)	
(17)	経営者保証免除対応確認書(同免除対応を適用される法人のみ)	
(18)	「経営者保証に関するガイドライン」等に係るご説明 ※経営者保証を提供しない場合は不要。ただし、作成者は事業者ではなく、受付機関とする。	
(19)	その他、必要と認められる書類	

- (注-6) 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」により、融資の申込に必要な書類とは別に、融資実行時に取扱金融機関の窓口において、本人確認のための書類提示(運転免許証、印鑑登録証明書等)を求められることがあります。また、連帯保証人の印鑑証明書などを求められることがありますので、あらかじめご了承ください。
- (注-7) 運転資金・設備資金を同時に申し込まれる場合、融資期間または据置期間が異なるときは、信用保証委託契約書は2通必要です。なお、信用保証委託契約書は、申込人、連帯保証人が必ず自署捺印してください。
- (注-8) 申込人以外の方が担保を提供する場合は担保提供者の個人情報の取扱いに関する同意書および印鑑証明書が必要です。令和3年4月1日以降の初回申込時(全件完済および否決取下げ後6カ月経過している場合を含む。)に、保証の関係者(本人、連帯保証人、担保提供者等)から個別に提出が必要です。
- (注-9) 令和3年4月1日以降の初回申込時(全件完済および否決取下げ後6カ月経過している場合を含む。)は必要(写し可)です。2回目以降は変更がある場合等に必要となります。
- (注-10) 書面による申告を行っている場合、以下のいずれかが必要です。①所得税・法人税に係る納税証明書(その1またはその2)②所得税・法人税に係る納付書③通帳写し等所得税・法人税の納税が確認できるもの。※ただし、令和6年12月31日以前の確定申告書(書面)については税務署受付印による確認を可能とします。
- (注-11) 令和3年4月1日以降の初回申込時(全件完済および否決取下げ後6カ月経過している場合を含む。)は必要(写し可、原則最近3カ月以内のもの)です。2回目以降は変更がある場合等に必要です。
- (注-12) 同一納付期間の申込で、前回までの利用時に提出済の場合は不要です。金融機関による納付状況の確認が行われており、信用保証委託申込書の納付状況欄で滞納がないことを確認できる場合は省略することができます。

『個人情報の保護に関する法律』に基づき、信用保証付き融資をご利用の際は、「個人情報の取扱いに関する同意書」により、個人情報の第三者提供等に関して、あらかじめお客様の同意をいただいています。

- (注-13) 納税証明書等は、次表の中から選んでください。

納税証明書等	
1. 事業税 (注-14)	
2. 所得税 (その1 またはその3)	
3. 法人税 (その1 またはその3)	
4. 府・市町村民税 (注-15)	
5. 法人府民税	
6. 法人市町村民税	
のいずれかの当該事業に係る納税証明書1通。	
なお、前記のいずれについても、発行時期が未到来のため、添付できない場合は、次のいずれか1通。	
・事業税、所得税、法人税、府・市町村民税、法人府民税、法人市町村民税のいずれかに係る納税状況を証する書類。(当該事業に係るもの。)	
新規担保提供での申し込みの場合は、担保提供者の納税証明書が必要です。	
1. 所得税 (その3)	2. 消費税 (その3) のいずれかの納税証明書1通 (注-16)

- (注-14) 事業税の納税証明書で「確定額、納付額および未納額なし」と記載されているものは取り扱いません。
- (注-15) 当該事業に係る課税額ゼロの場合のみ、課税証明書(ゼロ証明)による取り扱いが可能です。
- (注-16) 条件担保の場合で、金融機関の同意がある場合は省略が可能です。
- (注-17) (事業再生計画書)
第3条 事業再生計画書は、計画を策定した日の属する事業年度の翌事業年度から3事業年度を最短の期間とし、次に掲げる内容を満たすものとする。
1 債権者間の合意がとれているもの
2 申込人の経営に係る現況・課題を踏まえた改善策
3 計画期間中の各事業年度の収支計画及び計画終了時の定量目標並びにその達成に向けた具体的な行動計画

4. 融資を受けられた後に必要な書類

- (1) 設備資金として融資を受けられた場合、領収証(写)等の設備実施確認資料を金融機関に提出してください。
- (2) 保証利用期間中に新たな決算期(申告期)が到来した場合、取扱金融機関または大阪信用保証協会より決算書(申告書)等の提出の依頼がありますので、提出してください。
なお、提出しない場合には、今後新たな保証利用ができない場合があります。

5. 取扱金融機関

都市銀行	みずほ、三井住友、三菱UFJ、りそな
地方銀行	阿波、池田泉州、伊予、愛媛、香川、関西みらい、紀陽、京都、高知、滋賀、四国、静岡、三十三、但馬、徳島大正、トマト、富山第一、名古屋、南都、百十四、北陸、北國、みなと
信託銀行	三井住友信託
信用金庫	尼崎、永和、大阪、大阪厚生、大阪シティ、大阪商工、北おおさか、きのくに、京都、京都中央、播州、枚方
信用組合	大阪協栄、大阪貯蓄、近畿産業、成協、大同、中央、のぞみ、ミレ
政府系	商工組合中央金庫
その他	SBJ

6. 申込窓口 および 相談窓口

★ 申込窓口：各取扱金融機関

申込に際しては、金融機関における確認や審査などがありますので、事前に取扱金融機関にご相談ください。

★ 融資に関する相談窓口

◇ 大阪府 商工労働部 中小企業支援室 金融課 制度融資グループ
TEL 06-6210-9508

◇ 大阪信用保証協会

本 店 TEL 06-6131-7321 サホ[®]ートオフィス TEL 06-6260-1730
東大阪支店 TEL 06-6781-9511 堺支店 TEL 072-223-3011
千里支店 TEL 06-6835-3005 門真支店 TEL 06-6906-2511

(※本店のお客様の申込相談・受付等は、原則としてサポートオフィスで行っています。)



※ 制度融資および大阪信用保証協会に関するご意見等については大阪府金融課 制度融資グループまでご連絡ください。

TEL : 06-6210-9508

FAX : 06-6210-9510

◆ 制度をご利用いただけない主な例

I. 業種・法人格について

農林漁業、金融保険業（クレジットカード業・割賦金融業、金融商品取引業（補助的金融商品取引業を除く。）、商品先物取引業・商品投資顧問業、補助的金融業・金融附帯業（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第二十五項に規定する資金移動業務を行うもの及び同法第三条第一項に規定する前払式支払手段の発行の業務を行うものに限る。）、金融代理業（金融商品仲介業に限る。）、保険媒介代理業及び保険サービス業を除く）、風俗営業（公序良俗等の観点から問題がある場合）、性風俗関連特殊営業、宗教法人、学校法人、一般社団法人・一般財団法人・社会福祉法人などの場合

II. 信用保証協会との取引について

- ① 原則として、信用保証協会の代位弁済を受け、その求償債務が終わっていない場合
また、それらの保証人となっている場合（申込人の事業と実質的に同一である企業と大阪信用保証協会が判断した場合を含む）
- ② 原則として、信用保証協会の保証付借入金等に延滞等の債務不履行がある場合
また、それらの保証人となっている場合（申込人の事業と実質的に同一である企業と大阪信用保証協会が判断した場合を含む）
- ③ 前回保証資金が、合理的理由なく資金の使途目的以外に流用されていた場合
- ④ 直近に借入があり、その借入による資金投入効果等の影響度合を見極める必要があると大阪信用保証協会が判断した場合

III. 金融取引等について

- ① 銀行取引停止処分を受け2か年を経過していない場合（原則、第1回目の不渡を出して6か月を経過していない場合を含む）
- ② 仮差押・差押、競売等法的措置を受けている場合および破産手続、再生手続、会社更生、会社整理等を申立中の場合

IV. 財務内容等について

- ① 税金を滞納し、完納の見通しがたたと大阪信用保証協会が判断した場合
- ② 借入金（消費性、住宅ローンを含む）、公共料金または賃借料等の支払いを滞納している場合
- ③ 高利借入を利用して、早期解消が見込めないと大阪信用保証協会が判断した場合
- ④ 業績が極端に悪化し、事業継続が危ぶまれると大阪信用保証協会が判断した場合
- ⑤ 粉飾決算や融通手形操作を行っている場合
- ⑥ これまでの業績および今後の事業見通しなどから返済が見込まれないと大阪信用保証協会が判断した場合

V. その他

- ① 許認可等を必要とする事業を営む方で、その許認可等がない場合
（申請中であって、許認可等を取得することが確実であると大阪信用保証協会が認めた場合を除く）
- ② 事業実態が把握できないと大阪信用保証協会が判断した場合
- ③ 法人の商号、本社、業種、代表者を頻繁に変更している場合
- ④ 申込人（関係人を含む）がその事業等に関し、刑法・行政法その他公的法規に違反する行為をなし、またはなしたとみなすべき相当の理由がある場合
- ⑤ 申込書類等に虚偽の記載がある場合など、大阪信用保証協会が取扱い不相当と判断した場合
- ⑥ 休眠会社（最後の登記後12年以上経過した株式会社で会社法第472条の規定により、休眠会社として解散したものとみなされたもの）および休眠組合の場合（「中小企業等協同組合法の一部を改正する法律」の規程により、休眠組合の適用を受けるもの）
- ⑦ 業態・事業内容が性風俗関連、非合法関連、賭博性・投機性の高いもの、反社会的なものと大阪信用保証協会が判断した場合
- ⑧ 申込に際し、いわゆる金融あっ旋屋等の第三者が介在する場合
- ⑨ 暴力的不法行為者および反社会的勢力と大阪信用保証協会が判断した場合
- ⑩ その他公序良俗に反する等、大阪信用保証協会が取扱い不相当と判断した場合

- このご案内は、経営改善サポート資金（再生支援強化型）の概要をお知らせすることを目的とするものであり、一切の融資もしくは保証等をお約束するものではありません。
- その他ご不明な点は、取扱金融機関までお問合わせください。
- 申込書は申込人が取扱金融機関へ提出してください。申込書受付後、取扱金融機関および保証協会が審査し、融資および保証の諾否、決定金額について通知します。（各取扱金融機関からご連絡します。）
- 融資申込書は、原則として申込人がご記入ください。申込書類一式に虚偽の記載が判明した場合は、融資をお断りする場合があります。
- 融資の申込みを代行するだけで高額の手数料を請求する業者がありますので、ご注意ください。このような代行業者は、大阪府および大阪信用保証協会とは全く関係ありません。
- 申込後、保証協会の審査の過程で、必要な書類の提出を求めたり、企業訪問させていただくこととなりますが、ご協力いただけない場合は、審査を打ち切らせていただくことがあります。なお、必要に応じ予約なしで訪問することがありますので、あらかじめご了承ください。
- 融資の決定に際しては、資金使途、業績、財務内容、資産等を総合的に勘案して判断いたします。ご希望にそえない場合もありますので、あらかじめご了承ください。